【労務】キャリアアップ助成金「正社員化コース」が拡充されました

キャリアアップ助成金は、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成金を支給する制度です。そのうち「正社員化コース」について、厚生労働省から、助成額が見直されるなどの変更が行われたと公表されました。本記事では、その内容を以下にご紹介します。なお、この内容は 2023 年 11 月 29 日以降に正社員化した場合に適用されます。

拡充 ①助成金(1人当たり)の見直し

支給対象期間を現行の「6か月」から「12か月」に拡充します。拡充に伴い、6か月あたりの助成額を見直します。

企業規模	現行	拡充
中小企業	57万円	80万円
大企業	42.75万円	60万円

- ※ 現行/中小企業:1期(6か月)で57万円助成。
- ※ 拡充後/中小企業: 2期(12か月)で80万円助成。(1期あたり40万円)
- ※ 有期から正規の場合の助成額。無期から正規の場合は上記の半額。
- ※ 1人目の正社員転換時には、③または④の加算措置あり。

拡充 ②対象となる有期雇用労働者の要件緩和

対象となる有期雇用労働者の雇用期間を現行の「6か月以上3年以内」から「6か月以上」に緩和します。

対象となる有期雇用労働者の雇用期間	現行	拡充
	6か月以上3年以内	6か月以上

※ 有期雇用期間が通算5年を超えた有期雇用労働者については、助成額は「無期から正規」の 転換と同額とする。

新設 ③正社員転換制度の規定に関する加算措置

新たに正社員転換制度の導入に取り組む事業主に対する加算措置を新設します。

正社員転換制度を新たに規定し、 当該雇用区分に転換等した場合

※1事業所当たり加算額(1事業所 当たり1回のみ) 新設

20万円 (大企業 15万円) 1人目の転換時に①+③で 合計100万円 (大企業75万円) 助成

※「無期から正規」の転換制度を新たに規定した場合も同額を加算。

拡充 ④多様な正社員制度規定に関する加算措置 多様な正社員(勤務地限定・職務限定・短時間正社員)制度規定に関する加算額を増額します。 現行 拡充 「勤務地限定・職務限定・短時 間正社員」制度を新たに規定し、 当該雇用区分に転換等した場合 1人目の転換時に 40万円 9.5万円 ①+④で合計120万円 ※1事業所当たり加算額(1事業 (大企業 7.125万円) (大企業 30万円) (大企業90万円) 助成 所当たり1回のみ)

<キャリアアップ計画書について>

- ・キャリアアップ助成金をご利用する際は、事前にキャリアアップ計画書を管轄の都道府県労働局へ提出することが 必要です。
- ・③、④の加算措置について、「正社員転換制度」または「多様な正社員制度」を新たに設けた日と当該雇用区分に転換した日のいずれも同一のキャリアアップ計画期間に含まれている必要があります。
- ・2023年10月以降、計画書がチェックボックス式に変更され、記載方法が簡素化されています。

※「無期から正規」の転換制度を新たに規定した場合も同額を加算。

参照ホームページ [厚生労働省]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html